

**内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）とは**

内臓の周りに脂肪がたまる肥満（内臓脂肪型肥満）に加え、高血圧、高血糖、脂質異常のうち2つ以上を持っている状態のことをいいます。それぞれの診断基準は次のとおりとなります。

**ウエスト周囲**

腹団（おへその高さで測る）が…

- 男性なら85cm以上
- 女性なら90cm以上

上記に加えて、以下の項目のうち2つ以上が該当

- 「血清脂質」チェック  
中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール値40mg/dl未満
- 「血圧」チェック  
収縮期（最大）130mmHg以上、または拡張期（最小）85mmHg以上
- 「血糖」チェック  
空腹時血糖値110mg/dl以上、またはHbA1c5.5%以上

本年4月から、生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」という）の実施が各医療保険者に義務付けられました。このため、寄居町国民健康保険では、「健康と長寿」を確保しつつ、医療費の抑制を図るために、糖尿病等の生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、これまでの老人保健事業などにおいて課題であった健診および保健指導の充実を図る観点から、糖尿病等の生活習慣病の発症原因とされる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査等を実施するために「特定健康診査等実施計画」を策定しました。

この計画は、5年間を1期として、第1期は平成20年度から平成24年度とし、5年ごとに見直しを行います。また、第1期の目標として、平成24年度までに、特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%とし、内臓脂肪症候群の該当者および予備群を10%減少させることを目標としています。

**■ 特定健康診査とは**

内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。

**① 基本的な健診項目**

問診・身体測定・理学的検査・血压測定・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査

## 寄居町国民健康保険特定健康診査等実施計画

### を策定しました！

平成20年3月31日までに

母子健康手帳の交付を受けた方へ

追加交付・差し替えはお済ですか

妊婦健康診査受診票の

4月から子育て支援の一環で、

妊婦が受けける健

診費用の負担軽

減を図る目的で、

妊婦健康診査の公費負担回数が2回から5回に拡充されました。また、新たにC型肝炎検査やグルコース検査が追加され、妊娠初期（妊娠15週まで）の方は子宮頸部がん検診も公費で受けられるようになりました。

すでに母子健康手帳をお持ちの方には妊婦週数に応じて必要な新しい受診票をお渡ししています。3月31日までに母子健康手帳の交付を受けた方で妊婦健康診査受診票の追加・差し替えがまだ済んでいない方は、保健福祉総合センターへご連絡ください。なお、すでに受診した妊婦健

康診査についての払い戻しはできません。



# ~国民健康保険加入の皆さんへ~

町の国民健康保険では、加入している方に対して、いろいろな給付や助成事業を行っています。今回次の3つの制度をご紹介しますので、ご活用ください。

## ① 人間ドック・脳ドックの検診料助成制度

**【助成対象者】** 次の条件にすべて該当する方

① 国民健康保険に加入してから1年を経過された方

② 35歳以上の方

③ 国民健康保険税を完納または完納見込みの方

④ 脳ドック検診を同年度内において希望しない方

⑤ 検診機関

○埼玉よりい病院（寄居町）

○本庄総合病院（本庄市）

○深谷市総合健診センター（深谷市）

○小川赤十字病院（小川町）

○藤間病院（熊谷市）

○埼玉成恵会病院（東松山市）

○熊谷生協病院（熊谷市）

○助成額 25,000円以内

■ 脳ドック

①～③までは人間ドック助成対象者と同じ

④ 人間ドック検診を同年度内において希望しない方

⑤ 検診機関

○埼玉よりい病院（寄居町）

○小川赤十字病院（小川町）

○関東脳神経外科病院（熊谷市）

○磯部クリニック（深谷市）

○助成額 25,000円以内

■ 助成対象者

次の条件にすべて該当する方

①～③までは人間ドック助成対象者と同じ

④ 人間ドック検診を同年度内において希望しない方

⑤ 検診機関

○埼玉よりい病院（寄居町）

○小川赤十字病院（小川町）

○関東脳神経外科病院（熊谷市）

○磯部クリニック（深谷市）

○助成額 25,000円以内

■ 申込み／国民健康保険証を持参のうえ、町民課窓口へお越しください。

## ② 出産育児一時金の受領委任制度

**■ 出産育児一時金とは：**

被保険者が出産したときに、申請により35万円が支給されます。妊娠4ヶ月（妊娠85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。ただし、他の健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

**■ 受領委任（受取代理）制度とは：**

出産する方の経済的負担を軽減するため、医療機関等が被保険者に代わって、出産費用（35万円を限度）として、出産育児一時金を受け取るものです。

**■ 受領委任（受取代理）制度とは：**

出産する方の経済的負担を軽減するため、医療機関等が被保険者に代わって、出産費用（35万円を限度）として、出産育児一時金を受け取るものです。

**■ 対象者** 国民健康保険税の滞納が無い世帯に属する妊娠4ヶ月（妊娠85日）以降の被保険者

**■ 申請方法** 妊娠4ヶ月以降、申請書の交付を受け、医療機関等の同意を得た後、出産予定日まで2ヶ月以内になります。

**■ 申請に必要なもの** 国民健康保険証の交付を受け、医療機関等の同意を得た後、出産予定日まで2ヶ月以内になります。

は、「減額認定証」を医療機関の窓口に提示することにより次の表のように自己負担額が減額となります。該当すると思われる方は、入院する前に申請をして「減額認定証」の交付を受けてください。

は、「減額認定証」を医療機関の窓口に提示することにより次の表のように自己負担額が減額となります。該当すると思われる方は、入院する前に申請をして「減額認定証」の交付を受けてください。

## ③ 入院時の食事代の減額制度

入院時の食事代の自己負担額（1食あたり）	
一般（下記以外の人）	260円
○住民税非課税世帯	210円
○70歳以上で低所得者Ⅱ（注1）	160円
90日までの入院	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ（注2）	100円
90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）	100円

注1) 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方

注2) 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

問い合わせ／町民課（☎ 581・2121）へ。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎ 581・8500）へ。